

令和9年4月採用 天龍村職員採用試験要項

令和8年(2026年)6月11日

1. 試験の職種、採用予定人員、主な職務内容、受験資格及び要件

職 種	採用予定	主な職務内容、受験資格など
介護支援専門員	1 名	○受験資格：介護支援専門員の資格を有する者 (採用日までに資格を取得する見込みの者または資格取得要件を満たし資格取得の意志のある者を含む)
一般行政職	若干名	○職務内容：一般行政に関する業務 ○受験資格：高等学校卒業以上の者（新規高校卒業者を含む）

※共通要件：原則、天龍村に在住するか、採用日までに天龍村に住所を定める者

2. 受験の手続き

1) 受付期限

第2回採用試験 令和8年8月13日（木） 17時まで【必着】

2) 申込方法

役場または南支所で交付する「受験申込書」に必要事項を記入し、天龍村役場総務課総務情報係へ提出してください。（申込書は、村ホームページからも取得できます。）

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法により上記の受付期限までに送付してください。期限までに到着しない場合は無効とします。

3. 試験の期日

1) 第2回長野県町村等職員採用統一試験

1次試験 9月20日（日） 教養試験・職場適応性検査・事務適性検査

2次試験 面接試験 10月上旬を予定

4. 試験の場所

天龍村役場（〒399-1201 長野県下伊那郡天龍村平岡878番地）

－ 裏面をご覧ください －

5. 採用等

- 1) 採用は、令和9年4月1日です。
- 2) 同一年度内で、再度受験することはできません。
- 3) 職員の採用は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定による条件付きのものとし、当該職員がその職において6月を勤務し、その間、その職務が良好な成績で遂行したときに正式採用となります。この間において、その職務が良好でないと判断された場合は、正式採用とならない場合があります。
- 4) 合格者が、地方公務員法第33条の規定に該当する行為や、その他公務員となるのにふさわしくない行為を採用前に行った場合は、採用されません。

6. 採用試験を受験できない者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は受験することができません。

- 1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7. 試験に関する問い合わせ先

天龍村役場 総務課 総務係 (担当：大平卓治)

〒399-1201 長野県下伊那郡天龍村平岡878番地

電話 0260-32-2001 (内線241) FAX 0260-32-2525

E-mail d-somu@vill.tenryu.lg.jp

ホームページ <https://www.vill-tenryu.jp/>